死亡労働災害多発警報に伴う取組要領

徳 島 労 働 局

徳島労働局においては、平成25年度より「徳島第12次労働災害防止推進計画」(平成25年度~平成29年度)に基づき、労働災害防止対策の強化を図ってきたところである。しかしながら平成26年4月21日現在において、労働災害による死亡者が7人(昨年同期3人)となり、平成11年同期において7人となった以降、最多の死亡者数となっている。

業種別では、製造業の3人をはじめとし、建設業2人、林業2人となっている。また、事故の型では、墜落・転落2人、崩壊・倒壊1人、切れ・こすれ1人、爆発1人、飛来・落下1人、はさまれ・巻き込まれ1人となっている。

このまま推移すれば平成11年と同様の死亡者数18人に近づくことも懸念される。人の生命は かけがえのないものであり、いかなる社会、経済情勢であっても、働くことで生命が脅かされるよ うなことがあってはならない。

労働災害は本来あってはならないものであり、労働災害が発生すれば被災者本人だけでなく、家族にも暗い影を落とし、かつ、企業や産業界、国にとっても大きな損失となる。

このため、「死亡労働災害多発警報」を発令し、県内の事業者及び労働者をはじめとする関係者に対して、労働災害の撲滅に向け下記の事項について取り組むよう呼びかけることとする。

記

1 取組期間

平成26年4月22日~6月30日

2 主要な取組事項

(1) 徳島労働局

各労働災害防止団体へ要請を行う。 事業者団体等に対する周知・広報を行う。 各種会合、説明会等を活用して周知を行う。 徳島労働局ホームページによる周知を行う。 広報資料等の作成、配付を行う。

(2) 各労働基準監督署

各労働災害防止団体への支援を行う。 事業者への監督・個別指導を行う。 事業者への集団指導を行う。 管内の実情に応じた労働災害防止に向けた取組を行う。

(3) 各労働災害防止団体

機関紙等による会員への周知・啓発を行う。

啓発用資料の作成、配付を行う。

会員事業場への支援を行う。

各労働災害防止団体の実情に応じた労働災害防止に向けた取組を行う。

(4) 事業者

労働災害の撲滅を図るため安全点検をはじめとする基本的な安全管理の実施を徹底する。 ア すべての事業場における取組

- i 経営トップが安全について所信を表明するとともに、労働者への周知・啓発を行う。
- ii 墜落・転落災害防止対策の徹底を図る。
- iii 一人作業における作業手順の確認及びKY活動等を行う。
- iv 雇入れ時等の教育、危険業務従事者(再)教育等を行う。
- v 高年齢労働者の身体的機能の低下を考慮した配置とする。
- vi リスクアセスメントを行う。
- vii 安全管理体制と活動状況を見直し、安全活動の活性化を図る。

イ 製造業

- i 様々な場所からの墜落・転落災害に係わる防止対策の徹底を図る。
- ii 機械設備の本質安全化を図る。
- 前 清掃・点検・修理調整等の際における機械装置の確実な停止措置を行う。
- iv 非定常作業を含む作業標準の作成・整備と、作業標準に基づく作業の徹底を図る。
- v 機械・設備の点検整備体制の確立と、点検、補修等の徹底を図る。

ウ 建設業

- i 様々な場所からの墜落・転落災害に係わる防止対策の徹底を図る。
- ii ハーネス型安全帯の着用を促進する。
- iii 建設機械等による災害防止対策の徹底を図る。
- iv 統括安全衛生管理体制の構築と職務遂行の徹底を図る。
- v 新規入場者教育、建設従事者教育、現場代理人に対する教育を行う。

工 林業

新規従事者教育、かかり木処理を含めた伐木作業に係わる教育を行う。

才 道路貨物運送事業

- i 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく対策を徹底 する。
- ii 「交通労働災害防止のためのガイドライン」を始め睡眠時間の確保に配慮した労働時間の管理を徹底する。
- iii 早朝時間帯の走行を可能な限り避ける走行計画を作成する。